

2019年度私立高等学校等ICT教育設備  
整備推進事業費よくある質問Q & Aについて

- Q 1 . 導入機器が補助対象なのか対象外なのか判別が難しい。
- A 1 . 別紙 1 にまとめましたので参照してください。  
それ以外で判別が難しいものに関しては別途お問い合わせください。
- Q 2 . 2019年度に消費税率の引き上げが予定されているかと思うが、申請の際  
注意することはあるか。
- A 2 . 別紙 2 を参照してください。
- Q 3 . 電子黒板機能付きプロジェクタを導入しようと思うが、様式 1 の「機器の区分」  
は「一体型電子黒板」「プロジェクタ」どちらになるのか。
- A 3 . プロジェクタになります。  
一体型電子黒板とはデジタルテレビまたはモニターに電子黒板機能が付加され  
た一体式のものを指します。
- Q 4 . 保守費用やソフトウェアライセンス費用について、業者からの見積りは年間費用  
で出てきているが、どのように様式 1 に記載すれば良いか。
- A 4 . 当該年度分のみ按分して記載してください。  
例えば保守費が 120,000 円 / 年だったとして、事業開始が 9 月 ~ の場合  
9 月 ~ 3 月までの 7 カ月分 ( 上記の場合 70,000 円 ) のみ補助事業経費  
として申請可能です。

Q 5 . 普通教室や特別教室のプロジェクトについて「中学高等学校」で一括で申請をすれば良いのか「中学校」「高等学校」の2つに分けて申請をするのか、どちらになるのか。

A 5 . 原則「中学校」「高等学校」に分けてください。  
例外的に施設・設備を共有している場合は中学高等学校を1校として申請してください。

Q 6 . 2019年度において下限額の変更はあるか。

A 6 . 2019年度においては補助対象経費の下限額を500万円 250万円に変更しています。

## 補助対象機器確認リスト

機器区分	機器名称	対象	備考
コンピュータ	パソコン本体	○	1授業で利用される人数分が原則になります。
	タブレット	○	1授業で利用される人数分が原則になります。
	ディスプレイ	○	
	キーボード	○	
	マウス	○	
	サーバ本体	○	
	取付金具	×	ただしHDD取付ユニットのように「それがないと動かないもの」は補助対象です。
	端末等の保守パック（初期購入時に同時購入）	△	当該年度分の金額のみ対象となります。年間保守パック等のようになっているものは按分して当該年度分のみ補助対象経費として申請してください。
	予備機	×	
	教員用（授業の教材作成用）	○	1授業で利用される人数分が原則になります。また、教材作成のように授業に資するものである必要があります。
	教員用（教員の業務用）	△	授業と校務の両方で共用するものは補助対象となります。
学校の費用負担でないもの（保護者負担、外部団体購入）	×		
ソフトウェア	ソフトウェアライセンス	○	
	インストールに必要なDVD等媒体	○	
	ソフトウェアの説明書、マニュアル類	×	
	学校に合わせたソフトのカスタマイズ費	○	製品として存在しているパッケージソフトに学校独自のカスタマイズを加える場合は補助対象です。学校独自でソフトの初期開発にあたる場合は補助対象外です。
	年間ライセンスのソフト（複数年契約）	△	当該年度分の金額のみ補助対象、翌年度分以降は補助対象外になります。（当該年度分のみ按分して算出してください）
	月額ライセンスのソフト（複数月契約）	△	当該年度分の金額のみ補助対象、翌年度分以降は補助対象外になります。
	特定のソフトウェアの保守費	△	当該年度分の金額のみ補助対象、翌年度分以降は補助対象外になります。（当該年度分のみ按分して算出してください）
	コンピュータ台数を上回るライセンス数の契約	×	

機器区分	機器名称	対象	備考
周辺機器	プリンタ	○	
	スキャナー	○	
	書画カメラ	○	
	光学ドライブ	○	
	スピーカ等音響設備	○	壁掛金具等の取付部品は対象外です。
	消耗品（用紙、トナー、マウスパッド、交換ランプ等）	×	
	什器類	×	机、イス、サーバラック等。
	パソコン、タブレット保管庫	△	充電保管庫であれば補助対象です。充電機能がない場合は補助対象外です。
	記録媒体（CD-ROMやSDカード等）	×	
	電源の延長タップ	×	
	ケーブル類	○	補助対象機器と繋ぐために必要なものに限りです。
	保護カバー、ケース	×	
セキュリティワイヤー、耐震ゴム等	×		
ネットワーク関連機器	ルーター	○	教育用利用のネットワーク分に限りです。
	スイッチングハブ	○	教育用利用のネットワーク分に限りです。校内LAN配線の費用は対象外です。
	ファイアウォール	○	教育用利用のネットワーク分に限りです。
	アクセスポイント	○	ただし校内LAN配線、取付金具は対象外です。また授業で利用する教室等以外の申請は不可です。

機器区分	機器名称	対象	備考
視 聴 覚 関 連 機 器	デジタルカメラ	○	
	デジタルビデオカメラ	○	
	プロジェクタ	○	プロジェクタ台や取付金具は対象外になります。
	モニタ	○	スタンドや取付金具等は対象外になります。
	デジタルテレビ	○	スタンドや取付金具等は対象外になります。
	電子黒板	○	スタンドや取付金具等は対象外になります。
	スクリーン	○	
	ホワイトボード一体型プロジェクタ	○	この場合はボードの用途を映写としてみなすため可とします。
	プロジェクタや音響などのコントロールボックス等	○	
附 帯 工 事	搬入設置工事費	○	ただし本事業対象外のものに対する経費（例えば同時に搬入する什器類の搬入設置工事費用等）は対象外です。
	インストール等設定費	○	ただし本事業対象外のものに対する経費（例えば同時に購入する補助対象外の教員用パソコンの設定費用等）は対象外です。
	機器と周辺機器との接続費	○	ただし本事業対象外のものに対する経費（例えば既存パソコンと既存プロジェクタの接続費用等）は対象外です。
	教室内及び隣接する準備室までの配線工事	○	
	校内LANの敷設工事	×	
	教室改造工事（床上げ、穴あけ、壁撤去）	×	
	電源工事	×	
	電話工事	×	
	インターネット接続費	×	
	既存機器の撤去費、処理費	×	
	研修費、講習会費	×	
完成図書作成、マニュアル作成費	×		

機器区分	機器名称	対象	備考
その他	新設の学校	×	完成年度（卒業生を出す年度）の翌年度から補助対象となります。
	都道府県や文部科学省の経常費補助の不交付、減額処分を受けている学校法人	×	処分を受けた当該年度及び翌年度は補助対象外です。
	他の国庫補助を受けている事業	×	国庫補助を受ける予定の事業も含まれます。
	事前着手事業	×	補助年度の前年度に締結されているものも含まれます。 学校法人と事業者との契約締結をもって着手とみなします。
	機器購入を伴わないもの	×	補助対象機器の購入を伴わない作業費用のみの申請等は不可です。
	学校教育に関連しないもの	×	
	生徒会活動や進路指導等、特定の生徒のみが利用する機器	×	
	機器のレンタルやリースに関する経費	×	
	保守費	△	当該年度分の金額のみ対象となります。複数年契約や年度途中からの契約の場合は当該年度分のみ按分して補助対象経費として申請してください。また、対象は当該事業購入分のみとなります。
	図書館に設置する機器	△	例えば図書館事務（蔵書管理、貸出・返却手続等）に用いる機器は対象外です。図書館で実施する授業で利用する物は対象です。
消費税	○	2019年10月より消費税率の引き上げが予定されています。 別紙参照のうえ適切な消費税を記入してください。	

## 2019年度消費税率の引き上げに関して

2019年10月より消費税率が引き上げられる予定となっています。

計画調書等の記載方法について、よくある質問を下記にまとめておりますのでご参照ください。

- Q. 計画調書の提出〆切は増税前（8%時期）になっていますが、計画調書に記載する消費税率はどのようにすれば良いでしょうか。
- A. 事業完了予定のタイミングに合わせてください。例えば夏休み中に事業を完了させる予定の場合は8%での記載となります。既に10月以降に事業完了の予定となっている場合は10%での記載をお願いします。
- Q. 事業の完了予定が2つに分かれている（例えば夏休み中に普通教室の 프로젝タを設置し、冬休み中にパソコン教室の整備を行う）場合、どのように消費税率は記載をするべきでしょうか。
- A. 事業者が普通教室整備とパソコン教室で分かれている等支払いが2つに分かれる場合増税前に完了予定のものと増税後に完了予定のものと、2種類消費税の記載をお願いします。  
支払いが1つにまとめられる場合は消費税の記載は1つで構いません。
- Q. 計画段階では夏休み中に事業完了の予定でしたが、物品の納期遅延等の理由によって事業完了が増税後のタイミングになってしまいました。この場合業者からの請求書や領収書等も10%で出てきてしまいますが、額の確定の際8%で査定を行うべきでしょうか。
- A. 額の確定については実際にかかった経費（10%）をお願いします。  
ただし交付については決定金額（8%）になりますので、超えた分は自己負担となります。

Q. 計画段階では10月以降の事業完了の予定でしたが、予定が早まり夏休み中に事業が完了しました。この場合業者からの請求書や領収書等も8%で出てきますが、額の確定の際は10%で査定を行うべきでしょうか。

A. 額の確定については実際にかかった経費（8%）をお願いします。  
交付については実績額での交付となりますので、8%の経費分の交付になります。

Q. 事業の完了予定がまだ決まっていない場合はどうしたら良いでしょうか。

A. 計画調書の提出段階では必ず事業の完了予定を定めたうえで提出してください。

Q. 見積を取る時期にはまだ8%のため、業者側の見積システム上、秋以降の導入分でも8%の見積でないと出てこないのですが、どのようにすれば良いでしょうか。

A. その場合は8%の見積で取っていただいて、計画書に記載する消費税額を10%で記載する対応で可とします。